

船橋市の工事請負における随意契約のガイドライン

工事請負の随意契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号から第9号まで又は地方公営企業法施行令第21条の14第1項第1号から第9号までの規定に基づいて、その運用を図っているところであるが、その解釈、運用等にあたって適正を欠くところが見受けられるので、本市の工事請負における随意契約のガイドラインを作成したので活用されたい。

このガイドラインは、当該規定の対象となる主な工事を例示したものであり、従って随意契約によることができる工事は、このガイドラインに示したものに限定される趣旨のものではなく、又、この項目に該当するからといっても、直ちに随意契約にすべきものとする趣旨でもない。

なお、個々の発注工事の契約方法は、各工事の内容、性質、目的等に応じて、競争入札を原則としてその責任において判断し、決定すべきものであるが、随意契約による場合であっても、契約事務の公正性を保持し、経済性の確保を図るべきことは当然であり地方自治法施行令等の定めるところに従い、今後とも厳正な執行に努める必要があることはいうまでもないところである。

- | |
|---|
| 1 予定価格が地方自治法施行令別表第5又は地方公営企業法施行令別表第1の金額の範囲内で規則で定める額を超えないとき
(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)
(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第1号) |
|---|

- (1) 工事請負にあつては、地方自治法施行令別表第5又は地方公営企業法施行令別表第1及び本市契約規則第25条第1号に定める200万円以下である場合
本市の工事請負については金額にかかわらず原則一般競争入札の対象としている。

- | |
|--|
| 2 その性質又は目的が競争入札に適しないとき
(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)
(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号) |
|--|

- (1) 特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達成することができない場合
- ア 特許工法等の新開発工法等を用いる必要がある工事
 - イ 文化財その他極めて特殊な建築物等であるため、施工者が特定される補修、増築等工事
 - ウ 実験、研究等の目的に供する極めて特殊な設備等であるため施工可能な者が特定される設備、機器等の新設、増設等の工事
 - エ ガス事業法等法令等の規定に基づき施工者が特定される工事
- (2) 施工上の経験、知識を必要とする場合又は現場の状況等に精通した者に施工させる必要がある場合
- ア 本施工に先立ち行われる試験施工の結果、当該試験施工者に施工させなければならない本工事

イ 既設の設備と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障を生ずるおそれがある設備、機器等の増設、改修等の工事

ウ 埋蔵文化財の調査、発掘、移転等で、特殊な技術、手法等を用いる必要がある工事

3 福祉関係施設において製作された物品を買い入れるとき
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)
(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号)

工事請負契約については本号の適用はない。

4 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定された者が新商品として生産する物品を買い入れるとき
(地方自治法施行令第167条の2第1項第4号)
(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第4号)

工事請負契約については本号の適用はない。

5 緊急の必要によるとき
(地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)
(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号)

- (1) 緊急に施工しなければならない工事であって、競争に付す時間的余裕がない場合
- ア 堤防崩壊、道路陥没等の災害に伴う応急工事
 - イ 電気、給排水、機械設備等の故障に伴う緊急復旧工事
 - ウ 災害の未然防止のための応急工事

6 競争入札に付することが不利と認められるとき
(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)
(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号)

- (1) 現に契約履行中の施工者に施工させた場合に、工期の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められる場合
- ア 当初予期し得なかった事情の変化等により必要となった追加工事
 - イ 本体工事と密接に関連する付帯的な工事
- (2) 前工事に引き続き施工される工事で、前工事の施工者に施工させた場合は、工期の短縮、経費の節減、安全、円滑かつ適切な施工が確保できる等有利と認められる場合
- ア 前工事と後工事とが、一体の構造物（一体の構築物として完成して初めて機能を発揮するものに限る。）の構築等を目的とし、かつ前工事と後工事の施工者が異なる場合は、一体の構造物の種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任の範囲が不明確となる等密接不可分な関係にあるため、一貫した施工が技術的に必要とされる当該後工事
 - イ 前工事と後工事が密接な関係にあり、かつ前工事で施工した仮設物が引き続き使用

される後工事（ただし、本体工事の施工に直接関連する仮設備であって、当該後工事の安全・円滑かつ適切な施工に重大な影響を及ぼすと認められるもので、工期の短縮、経費の節減が確保されるものに限る。）

- (3) 他の発注者の発注にかかる現に施工中の工事と交錯する箇所での工事で、当該施工中の者に施工させた場合には、工期の短縮、経費の節減にくわえ、工事の安全、円滑かつ適切な施工を確保するうえで有利と認められる場合

ア 鉄道工事等と立体交差する道路工事等の当該交錯箇所での工事

イ 他の発注者の発注にかかる工事と一部重複、錯綜する工事

7 著しく有利な価格で契約できる見込みのあるとき

(地方自治法施行令第167条の2第1項第7号)

(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第7号)

- (1) 特定の施工者が、施工に必要な資機材等を当該工事現場付近に多量に所有するため、その者とならば、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約することができると認められる場合
- (2) 特定の施工者が開発し、又は導入した資機材、作業設備、新工法等を利用することとした場合には、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約することができると認められる場合

8 入札者又は落札者がいないとき

(地方自治法施行令第167条の2第1項第8号)

(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号)

- (1) 競争入札に付したところ、所定の日時、場所に入札参加者が来ない場合（不可抗力によって入札に参加できない場合を除く。）
- (2) 競争入札を行ったところ、予定価格の制限の範囲内の価格に達した者がなく、再度の入札に付してもなお落札者がいない場合

9 落札者が契約を締結しないとき

(地方自治法施行令第167条の2第1項第9号)

(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第9号)

落札者は決定したが、当該落札者が契約を締結しない場合

昭和60年10月28日制定